

微量化学物質による健康被害

——化学物質過敏症

浅野明子

弁護士
日本 CSR 普及協会・環境法専門委員会委員

近時、人体に有害な化学物質であれば、健康被害を引き起こす科学的メカニズムが必ずしも明らかでなくても、微量化学物質と慢性的な健康被害との因果関係を認める裁判例等が徐々に出てきている。特に大手事業者の責任を広く捉える傾向にある。今回は、販売ストープで化学物質に対する慢性疾患を発症したとして販売者の不法行為責任を認めた裁判例を取り上げ、販売業者に課せられる予見可能性や結果回避義務の範囲の課題を解説する。

はじめに

流通数だけでも数万種といわれる化学物質は、現在われわれの生活に欠かせないものだが、その多くは生態系や人体に与える影響や科学的メカニズムは不明である。そのため、一般的に化学物質と健康被害との因果関係の立証は困難だったが、近時は、人体に有害な化学物質についての知見も進み、裁判例等でも、どの化学物質をどの程度被曝すればどのような健康被害が現れるか、といった関係が必ずしも明らかでなくても因果関係を認める傾向にあると考えられる。

参考裁判例として、微量化学物質による慢性的な健康被害を認めた事例を取り上げる（「3電気ストープ事件地裁」より）。この事案は、ストープに塗布された化学物質がストープの使用で加熱されて有害化学物質を発生し、それにより化学物質過敏症に罹患したとして、大手販売業者の不法行為責任等が争われたものである。一審の地裁判決が販売業者の責任を否定したのに対し、二審の高裁判決では、一転して、販売業者の注意義務違反を肯定した。販売者の

責任を認めた点、また、危険に対する予見可能性と結果回避義務について詳細に事実認定した二審が一審の判断を覆した点でも興味深い事例である。地裁が否定した化学物質による慢性的な健康被害について、高裁では、化学物質過敏症*の定義にあたるかどうかはともかく、原告が「慢性症状として、化学物質に対する過敏症を獲得した」として認めた。

1 被害回復が困難な化学物質による健康被害

1956年に公式発見された水俣病（有機メチル水銀中毒）に始まり、ダイオキシン類に汚染された食品によるカネミ油症、カドミウムなどの重金属によるイタイイタイ病、自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染、アスベスト問題、新築住宅でのシックハウス、さらには化学物質過敏症や最近では電磁波過敏まで、化学物質等に

* 「化学物質過敏症」自体は正式疾患名ではないが、診療報酬明細書（レセプト）で使われる病名リストに登録され公認されている。また、「シックハウス症候群」はすでに健康保険の適用が認められている。

よる健康被害を訴える事例は後を絶たない。

2011年の東日本大震災を受けて、原発による放射能汚染についても、その微量、慢性的な健康影響について関心が高まっている。

化学物質が生態系などの環境や人体に与える影響は、複合的な影響もあり、その科学的メカニズムの解明は困難である。いまだ水俣病についてすら必ずしも被害実態が明らかといえないことは、被害の究明と回復がいかに困難であるかを物語っている。

化学物質はその有用性からわれわれの生活に不可欠なものも多い。しかし、上記のような特性や、特に微量化学物質が引き起こす慢性的な健康被害の不明朗さを考えると、今後も規制が進むことは避けられない。健康や生態系への予防的な取り組みもますます重要になると考えられる。企業活動において、法規制がされる前の段階でどこまで自主的に取り組むべきなのか、個々のケースで検討することが必要であろう。

2 大手事業者の過失や化学物質による健康被害を認める裁判例

化学物質による健康被害は、どの化学物質がどのように人体に悪影響を及ぼすか、その科学的メカニズムが解明できないために、裁判上因果関係が否定されることが多かった。しかし、近時は有害な化学物質についての知見も進み、微量化学物質による健康被害についても認める裁判例等がある。

例えば、新築マンションの一室を購入し居住した者が、マンションに用いられている建材から放散されたホルムアルデヒドによりシックハウス症候群及び化学物質過敏症に罹患し、就労や日常生活に著しい支障が生じたとして不法行為等に基づく損害賠償を請求した事案でも、裁判所は、大手マンション開発業者に対し、完成当時に建物内におけるホルムアルデヒド室内濃度に関する法規制はなかったが、人体への影響が研究され、厚労省（当時厚生省）指針値が設けられていたこと、有害性、建材の選択とホルムアルデヒド放散量との関係は容易に知りうるものであることなどから予見可能性を肯定し、責任を認めている（東京地裁平成21年10月1

日判決）。特に、この裁判例で、大手事業者であれば法規制がなくとも危険性については当然知っているべきとされている点、及び、原告が唯一の発症者であっても関係ないとされている点は、今回の事例にも共通するポイントであり特に注意が必要である。

大手事業者であれば、まだ法規制がない段階でも、人体への何らかの危険性を予見できるはず。
と認定される傾向にある（予見可能性）。

3 電気ストーブ事件地裁

（東京地裁平成17年3月24日判決）

本件は、購入した電気ストーブの使用により、フェノールなどの化学物質が発生し、使用者が中枢神経機能障害及び自律神経機能障害を発症し、化学物質過敏症の後遺症を生じたとして、ストーブを販売した大手販売会社の不法行為責任等を求めた事案である。

化学物質過敏症とは、エール大学のカレン教授らの定義によると、「過去にかなり大量の化学物質に一度接触し急性中毒症状が発現した後か、または有害・微量化学物質に長期にわたり接触した場合に、次の機会にかなり少量の同種又は同系統の化学物質に再接触した場合に見られる臨床症状」をいう。ある化学物質への接触を繰り返していると、その化学物質に非常に敏感に反応するようになり、塗料、芳香剤などに含まれるごく微量の化学物質に過敏に反応し、頭痛、筋肉痛、微熱、皮膚炎などを発症する。このような状態を、その化学物質に感作された、または過敏症を獲得したという。化学物質に対する反応には大きな個人差があるのも特徴である。

地裁（東京地裁平成17年3月24日判決）は、ストーブのガード部分に塗布されたエポキシ樹脂とポリエステル樹脂が、ストーブ稼働により熱せられてフェノール、アセトアルデヒドなどの有害化学物質が発生することは認めたものの、仮にこれら化学物質の放散量が室内濃度値（厚生労働省）を超えていても直ちに原因であると断ずることはできないと判断して、化学物

質過敏症との因果関係を否定した。また、販売業者に、ストーブの危険性についての予見可能性は認められないとした。

4 高裁判決の内容

(東京高裁平成 18 年 8 月 31 日判決)

これに対して、控訴審(東京高裁平成 18 年 8 月 31 日判決)では、原告使用者(購入当時高校 1 年生)のストーブの使用状況や使用時間(換気のない自室で長いときには 1 日 5 時間以上)、体調不良を起こした経過、見解を異にする複数の医師の診断方法、ストーブから発生する化学物質の調査結果、原告以外のクレームの状況などの事実を詳細に検討して、一転、単にストーブから発生する化学物質と健康被害との因果関係を肯定した上で、販売業者の不法行為責任を肯定した。

具体的には、次のような事実を認定した。

- ・通常同種のストーブでは、ヒーター部分とガード部分との間隔が約 5, 6 cm あるのに、本件と同型のストーブ(以下、ストーブ)は、この間隔が狭く、稼働後 2 分で温度が 280℃ 程度まで上昇する部分がある
- ・ガード部分に塗布されている有機塗料には高温に加熱されることで人体に有害な化学物質が極めて多種類含まれており、特にフェノール、クレゾール、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドは室内濃度値を超える程度のものであることが推認できる
- ・使用説明書には換気の必要は記載されていない

などである。

ストーブから発生する化学物質と原告の発症との因果関係については、定義された「化学物質過敏症に該当するか否かはともかく」、慢性症状として、化学物質に対する過敏症を獲得したと認定した。

ある化学物質への接触を繰り返していると、その化学物質に非常に敏感に反応するようになり、塗料、芳香剤などに含まれるごく微量の化学物質に過敏に反応し、頭痛、筋肉痛、微熱、皮膚炎などを発症する症状。

このような状態を、その化学物質に感作された、または過敏症を獲得したという。化学物質に対する反応には大きな個人差がある(訴える人が一人でも問題ない)。

危険性についての予見可能性については、原告以外に類似症状を発生した者が認められなくても、ストーブ使用の初期における臭いについての苦情が複数あり、被告はこれら苦情を把握できたこと、臭いを原因とした返品例もあったことなどを強調し、問い合わせ数の多寡は問題ではないとした。本件と同型のストーブは約 30 万台販売され、被告が把握している苦情件数 68 件のうち臭いに関するものは 21 件、そのうち臭いを理由に返品されたものが 4 件あった(ただしこれ以外にもクレームはあったはずとされている)。

このようなクレーム状況からするとストーブは継続使用しがたい異臭がしたことは推認できるとして、被告が全国展開する大手販売業者で品質管理と安全性を広く顧客にアピールしていることや、同業他社の進んだ取り組み例などから、予見可能性と予見義務があったとした。

具体的には、次のような事実を認定した。

- ・販売者は、国内有数の大手流通業者であり独自にクオリティコントロール室を設置し、顧客の立場に立った品質管理と安全性の追求に取り組んでおり、生産工場に対しては、工場管理の指導、定期的な立ち入り検査を実施するなど品質向上、不良品発生率の低減に向けて従業員や取引先との情報の共有化に努めていること、このような取り組みはパンフレット等により顧客に広く伝えられていた
- ・同業他社の家電販売店の中には、新規の電器製品を扱う際、サンプルを稼働させ、異臭が発生しないかなどの確認をした上で販売する店もあり、また、電気ストーブを稼働させることで異臭が生ずるようなことはあってはならない事態で回収等の措置をすべきであるという認識も業界内ではあった(ただし、販売するにあたって、サンプルを稼働させて安全性を確認する義務まで

はないとしている)

- ・異臭が発生することは何らかの化学物質の発生を伴うと考えられることから、家電業界の中には、そのような場合には、直ちに販売を中止し、商品を回収すべきものとする認識もあること、実際にストーブの返品にまで至ったケースがほかにもあることからすると、継続して使用しがたい異臭であったと推認できる

などである。

裁判所はこれらの事実から、販売業者には、異臭発生の問い合わせがあることを認識した時期において、ストーブの使用により化学物質が発生することについての予見可能性と予見義務があったというべきであるとした。

クレーム対応の重要性

使用者からの苦情内容が、製品の安全性に関わる場合、苦情件数の多寡で判断してはいけない。

ストーブから発生する化学物質により本件症状が生ずるということへの予見可能性と予見義務はあるのかという問題についても、被告において過去類似の事件があったことや、化学物質過敏症などについては社会的関心事となっていたことなどを理由に肯定した。

具体的には、次のような事実を認定した。

- ・わが国では、昭和40年代からホルムアルデヒドを中心として新築家屋において刺激臭や目に対する刺激などが生ずることがニュースとして取り上げられるようになり、平成8年には厚労省（当時厚生省）が「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」を設置し、ホルムアルデヒドの室内濃度値を0.08 ppmと定めるなど順次室内濃度の指針値を示し、平成10年頃までには化学物質過敏症に関する診断基準が示された。
- ・販売者は過去、環境ホルモンを含有する商品の販売を中止したほか、ホルムアルデヒド濃度の高い商品について配慮するなどしている
- ・塗料による中毒事故はエポキシ樹脂に使わ

れる硬化剤によるものが多くエポキシ樹脂塗料の溶剤によるものも報告されているなどである。

その上で裁判所は、予見義務の時期としては、販売業者が調査依頼して行った発生臭気成分等についての検査結果などからすると、遅くとも臭いについての複数のクレームを受けた時期頃までには、ストーブ使用により異臭が発生しこれとともに化学物質が発生することが予見可能であるしまた予見義務があったとした。

また、販売業者としては、直ちに、本件ストーブと同型のストーブから発生する化学物質の種類、量、その人体への有害性について検査確認すべき義務があったのに、販売中止などの措置をとらなかった点に過失があるとした。

具体的な結果回避行為としては、最低限、使用者が過度の暴露を避けることができる情報（使用形態や使用時間の調整、適宜の換気）を速やかに提供する義務があったとした。

そしてこのような予見義務、検査確認義務及び結果回避義務を怠り特段の対応をしなかったため、本件被害が発生したとして不法行為の成立を認め、治療費、逸失利益、慰謝料など合計550万円余りの損害賠償を命じた。その後、補助参加の輸入業者が上告したが棄却され、高裁判決が確定した。

5 高裁判決から読み取れるCSRの課題

本事案の直接的な原因は、ストーブのエポキシ樹脂とポリエステル樹脂を塗布したことにあるが、その行為自体は法規制に抵触するものではない。その上で、電気ストーブという商品特性と経験則に照らし、設計・発売時に予測困難であったとしても、異臭発生を認識した時点で有害化学物質の発生を想定し、必要な対応をはかる義務があったと高裁判決は結論づけている。「商品に使用すること自体が禁止・制限されていなければ構わないはず」「安全基準が甘いというなら国に責任がある」といった考え方は甘いといえる。たとえ、化学物質の生産・調達・保管・使用・運搬・廃棄に関する法規制に抵触しなくても、第三者に損害を与える可能性を予見しながら回避を怠れば、「不法行為」

による損害賠償責任を負うことになる。

また、高裁判決からは、品質管理と安全性を宣伝文句に利益を得ているならば、それに見合う責任も負担すべきであり、それが大手企業のまさに「社会的責任」であるという視点がうかがえる。これは、前述で紹介した、マンション販売について大手販売業者に責任を認めた事例でも強調されている点である。

昨今の環境問題は、工場からの排水や排気による環境汚染といった従来型の問題から、商品そのものについての環境問題へとシフトしてきている。これに対応するためにも、顧客クレームの収集・分析・対応・再発防止・継続監視のシステム整備が重要となる。これは、市場に商品を流通させる事業者として当然に備えるべきものであると同時に、会社と役職員を責任追及から守る砦ともなる。

本事案でも、もし発熱・発火などのクレームであれば、原因調査、対策、公表に対応する仕組みが整っていたと思われるが、化学物質過敏症という経験母数の少ない問題であったために、リスクの察知が遅れたと推測できる。化学物質過敏症のように、未知の分野で明確な法規制がないものについて、どこまで予見しどう回避すればよいかの判断は難しい。具体的な回避例としては、商品の安全性が明らかになるまでの一時的な出荷停止のほかにも、被害を訴える

使用者に対する一定の注意喚起なども有効である（本件でいえば、念のための換気や使用時間の短縮など）。消費者へ十分な情報提供を行い、自由な意思で選択させるという視点も重要であると考えられる。

何らかのリスクを察知した際、企業の経営はCSRの観点から何に注意して対応すべきか、本事案から学ぶべき点を指摘しておきたい。

- 1) ひとたび被害が発生すれば取り返しのつかない性質の問題には何らかの対応が求められる点である。
- 2) 特定の疾患名や正式な病名がつかなくても、訴える症状と健康被害とに合理的な蓋然性があれば健康被害が肯定される可能性がある点である。
- 3) 大手企業は一般企業よりも、高度な注意義務を果たして当然であるという見方が社会に定着し、それが司法判断にも現れている点である。

事件や事故が起きるたびに業界内での安全性への認識は高まり、その分、危険についての予見可能性や予見義務の範囲も拡大する。科学的に危険性が不明朗なある意味曖昧な情報を、いかにうまく消費者に情報提供し、かつ合理的な範囲で対応していくか、経営トップの姿勢とセンス、リーダーシップが問われる時代になっている。